

委員会の傍聴の取扱いについて

1 本県の状況

本会議は、地方自治法第115条第1項「普通地方公共団体の会議は、これを公開する。(略)」とされ、会議公開の原則が適用されている。

委員会については、委員会条例第17条第1項により、「(略)その他の傍聴人については、委員会にはかり、これを決める。(略)」とされ、条例上、原則公開とはされておらず、条例上は、制限公開である。

なお、現在、常任、特別委員会においては、委員会で諮った上で、傍聴を原則認める運用を行っているところである。

2 他都道府県の状況

- ・委員会での諮りを必要としない原則公開の議会が大勢である。

(平成29年9月現在)

項目	原則公開	原則非公開			
		委員長許可	委員会許可	モニター公開	公開なし
都道府県数	30	13	3	1	0
うち委員会のネット中継を実施している11府県	6	4	1	0	0

3 委員会傍聴の考え方について

委員会傍聴の原則公開は、開かれた議会のために実施するのが望ましい。また、インターネット中継の開始により傍聴の許可制はその意義が薄れてきている。しかし、委員会傍聴を原則公開とした場合、本県の委員会室は、本会議場のように傍聴席、傍聴出入口が区分されておらず、どのように秩序保持を行うかが最大の課題である。

《検討のポイント》

全国的に原則公開が主流の中、秩序保持の課題がある状況で委員会傍聴はいかにあるべきか。

<参考 傍聴関係規定>

●神奈川県議会委員会条例

(傍聴の取扱)

第17条 議員は、随時委員会を傍聴することができる。その他の傍聴人については、委員会にはかり、これを定める。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 秩序保持のため必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の退場を命ずることができる。

●委員会傍聴取扱要領

6 傍聴人の決定

傍聴人は、委員会の開会時に委員会にはかり決定する。なお、午後の最初の再開時に傍聴人が定員に満ちていない場合は、その再開時においても決定することができる。